

平成29年6月5日開催

高崎市第35回農業委員会

農地部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○部会長(寺崎正親) ただいまから第35回農業委員会農地部会を開催いたします。

本日、16番、齋藤委員から欠席との連絡がございましたので、報告させていただきます。

次に、議事録署名委員の指名及び書記の任命について。議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、指名させていただきます。3番、深井喜久司委員、12番、乾隆明委員の2名を指名いたします。書記の任命につきましては、事務局、佐野主事を任命いたします。

それでは、議事に入ります。発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

1番 契約内容は定期借地、転用目的はドライブインでございまして、取消の理由につきましては、事業の計画がなくなったためとのこととございます。

以上、農地法関係許可取消願の案件につきましては1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ承認してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

1番 当初許可の内容は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用の目的は露天駐車場でございまして、変

更の理由は話し合いにより契約内容を見直すことになったためということでございます。変更後は、賃貸借により申請地を借り受けて、駐車場として利用したいという露天駐車場の計画でございます。なお、こちらは関連案件といたしまして、変更後の5条許可申請が提出されております。議案書20ページ、ナンバー11が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容といたしましては農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は露天資材置場でございます、変更の理由といたしましては、近隣の別荘地工事のため資材置場として確保していたが、工事の計画がなくなり使用しなかったためとのことでございます。また、変更後の契約内容につきましては、売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございます、申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという案件でございます。なお、関連案件といたしまして、次のナンバー3番及び農地法第5条許可申請、議案書29ページ、ナンバー51番が関連案件でございます。

3番 当初許可の内容といたしましては農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅用地でございます、変更の理由といたしましては、景気の悪化に伴い住宅を建てる計画が頓挫したためとのことございまして、変更後の契約内容につきましては売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございます、申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいとの計画変更でございます。また、関連案件といたしまして、先ほどのナンバー2番、また29ページの5条許可申請、ナンバー51番が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ承認してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

1番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

続きまして、3番、4番でございますが、こちらは譲受法人が新たに農地を借り受けたいという申請でございましたが、先月保留いただいた案件でございます。こちら保留の理由が、こちらの法人が関連して、またこの法人がシェアリングをやっておるのですが、そちらの許可を受けたシェアリングが滞っている箇所が数カ所ございまして、新たにシェアリングの許可とともにまた3条の借り受けるといふ案件につきましては、当分そちらのほうが進まない限りはこの法人はこちらが受けられませんというご案内をしたところでございます。先月保留いただきまして、またちょっと現地のほうを確認したところ、こちらの農地のほうはまだ進んでおりませんでしたので、そのことを代理人を通じて話したところ、今月につきましては3番、4番取り下げをしたいということで伺いましたので、3番、4番につきましては取り下げをお願いをします。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。また、次の6番を関連案件とさせていただきます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。先ほどの5番を関連案件とさせていただきます。

7番 3年後の更新を目的としたシェアリングの3条申請の地上権の設定でございます。契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちら詳細につきましては、5条のほうで説明をさせていただきます、5条につきましては17ページ、ナンバー1が関連案件でございまして、審議につきましてもこちらとあわせてお願いしたいと思います。

8番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいとの同一世帯内での申請でございます。

続きまして、9番でございますが、この法人が新たに太陽光発電設備の営農型太陽光発電をしたいという地上権の設定でございまして、こちらは先ほどのナンバー3、4の事情と同様でございまして、新規の太陽光の申請は今受け付けませんという形でございます。9番につきましては、申請人から取下願が提出されましたので、9番については取り下げをお願いいたします。

10番、11番につきましては、また3年後のシェアリングの更新の案件でございます。

10番 契約内容は地上権、申請理由につきましては先ほどの更新の案件と同じでございます。

11番 契約内容以降は上の10番と同様でございます。

続きまして、12番と13番につきましては、こちらまた新たに農地を借り受けたいというこちらの法人の申請でございまして、先ほどと同様の理由から、こちら12番、13番は取り下げを申請人のほうからいただきましたので、12番、13番は取り下げをお願いしたいと思います。

14番 シェアリングの更新の案件でございます。契約内容以降は前の更新の案件と同様でございます。

15番 契約内容は売買、自己所有農地に隣接する申請地を買い受けて経営規模を拡大したいとの申請でございます。

16番 シェアリングの更新の案件でございます。契約内容以降は今までの更新の案件と同様でございます。詳細につきましては、5条のほうで各更新の案件についてはご説明をさせていただきたいと思います。

以上、農地法第3条の規定によります許可申請につきましては、取り下げの5件を除きまして11件でございます。また、この11件につきましては、別添の農地法第3条の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しない、またたし書きに該当するため許可要件の全てを満たしていることをご報告させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうでしたら、取り下げが3番、4番、9番、12番、13番、ほかの案件につきまして異議がなければ許可としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 自宅隣地で管理しやすい申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

2番 建設業を営んでいるが、資材置場が不足しているため申請地を利用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、農地種別区分1種とありますが、こちらは1種の例外許可、集落接続に該当する案件でございます。

3番 梅農家をしており、出荷できない梅をジュース加工したく、申請地に梅加工場を建築したいという農業施設及び露天駐車場の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては3件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1からナンバー5につきましては、事前調査案件でございます。

最初に、ナンバー1の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案書は17ページの1番でございます。こちら1番から5番につきましては、シェアリングの更新のための申請でございます。内容の説明の重複する箇所につきましては、読み上げのほうを省略させていただきまして、異なっている箇所のみを2番以降は説明をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

1番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございますので、平成29年6月23日から平成32年6月22日まで3年間の更新でございます。こちらさきにご説明しました3条の地上権、ナンバー7の関連案件のものでございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー1の審議資料をごらんいただきたいと思っております。

ナンバー1の審議資料でございます。こちら表紙でございますが、位置図でございます。申請地は、右の上、丸で囲まれたオレンジ色でマーカーされた箇所が申請地でございます。県立農業大学校から北東へ約800メートル行ったところでございます。

1枚おめくりください。付近の状況図及び案内図でございます。申請地は、農振農用地の中でございまして、周囲はこちらの案内図の表示のとおり農地が広がっているものでございます。また、こちらにつきましては農振農用地が広がっている地域ではございますが、こちらの法人または個人の方がシェアリングを多く申請されている箇所でございます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。申請土地と書いた1筆の土地が今回の申請地でございます。

1枚おめくりください。土地の利用状況図でございます。申請地は、このような形で既にパネルが張られているような状況でございまして、下で営農が行われております。こちらの太陽光の発電所につきましては、250キロワットと高圧の発電所が1つでございます。

次のページをごらんください。こちらにつきましては支柱の位置を示したものでございますが、当初の申請で一時転用した面積の求積が載っているものでございます。架台の本数またはキュービクル1基で、パワコン1基を合わせまして38.78平米の一時転用の面積でございます。

次のページをごらんください。架台の断面図でございまして、一番図面左側の最低の地上高も2.1メートルということで、2メートル以上確保していることから農作業には支障ないと考えております。

次のページをごらんください。営農の計画書でございまして、こちらの申請地につきましては、申請地全体でウドを付する計画でございまして、実際現地のほうもそのような事業をされております。営農計画書の2枚目をごらんください。こちらはもう既に営農が続いているところでございまして、毎年同じサイクルで収穫という形でございまして。

次のページをごらんください。(3)番の下部の農地の単収でございまして、こちら地域の平均的な単収10アール当たり800キログラムでございまして、そのうちの8割をクリアするように、640キログラムを10アール当たりで収量を確保したいということでございまして。

その次のページに実際の現地のウドの栽培状況が添付となっておりますので、参考までにごらんいただければと思います。

以上、簡単でございまして、ナンバー1の申請の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 部会長 事務局の説明が終わりました。今回は、第2班の調査でございまして、調査班長の生方委員から報告をお願いしますが、ナンバー1からナンバー5につきましては同一法人による営農型太陽光の更新の案件でございまして、5件分を一括して聞き取りをしています。班長報告はナンバーごとの報告とさせていただきます。

それでは、ナンバー1の班長報告をお願いします。

- 8番生方委員 報告いたします。

農地法第5条許可申請審議ナンバー1からナンバー5について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の営業部門の担当者2名の出席でした。また、申請審議ナンバー順に聞き取りを行いました。

ナンバー1。

質問1 現地を確認し、ウドの生育は問題ないと確認してきましたが、パネル下の中央部、パネルとパネルの間からの雨だれで、かなり土が掘れており、その部分についてはウドが絶えてしまっているようでした。制度上、パネル下でもしっかり営農をお願いしたいので、今後何か対策を検討していただけるのでしょうか。

回答 はい。結果的にそうなってしまいました。

事務局による確認で、雨だれをしている箇所にチップを敷き詰め泥はねを防止しまして、パネル下中央から位置をずらし、ウドを補植いたします。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

- 部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

事務局、どうぞ。

- 事務局 すみません。説明で1つ漏れていたのですが、営農型の太陽光につきましては、1年に1回作物の状況を報告をいただいております。昨年2月に報告、こちら提出がありまして、こちらの土地につきましては100%、目標

について640キログラムに対して640キログラム、100%の収量を得ましたということで報告はいただいていますので、報告させていただきます。

以上です。

○部会長 皆さんのほうからどうでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 ナンバー1につきまして、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次に、ナンバー2及びナンバー3につきましては、栽培作物が同一の案件でございますので、一括して審議させていただきます。

事務局よりナンバー2及びナンバー3の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

2番 契約内容以降につきましてはナンバー1と同様でございます、こちら期間が変わっております。平成29年7月22日から平成32年7月21日までの3年間の更新でございます。

3番 契約内容以降につきましては2番と同様でございます。

それでは、別添のナンバー2の審議資料をごらんいただきたいと思います。ナンバー2とナンバー3は、申請地につきましてはほぼ同じエリアのものでございます。

1枚目、表紙でございます。申請地は図面中央、オレンジ色でマーカーされた丸枠の箇所が申請地でございます、県立二葉養護学校から西に約500メートルのところに位置しております。

1枚おめくりください。申請地の案内図、周辺状況でございます。図面中央、申請土地と書いた場所が今回の申請地でございます、農振農用地の一番西端でございます、その西に行きますと住宅が広がったエリアでございます。また、こちらのエリアにつきましては、この法人が就農を大規模に行っている箇所でございます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。黄色で薄く塗られた箇所が申請土地でございます、農振農用地の一番端っこでございますので、ちょっと形状がこの土地について上のほうに行きますと形状は悪いのですが、北と南については農地が連檐がされている形でございます、東と西については水路で分断されたところでございます。

1枚おめくりください。土地の利用状況図でございます。こちらの申請地には、図面のようにパネルが設置されておりまして、こちらの発電量につきましては50キロワット未満の低圧の発電所1基でございます。

次のページは、支柱の位置でございます、こちらについては省略をさせていただきます、また次のページも架台の断面図でございますので、こちらも先ほどと同様でございますので、省略させていただきます、営農計画書からご説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの申請地は、アシタバを作付しているものでございまして、全面にアシタバを生育させるという計画でござい  
ます。

1枚めくってください。(2)の営農に必要な農作業の期間でございまして、こちらは本来であれば4年目となります1  
年目と記載のある欄につきましては通常のサイクルであるため2年目以降と同様な経過でございまして、こちらの  
申請地につきましては班長の報告にも出てくるのですが、作付をちょっと植えかえてしまったということから、1年目か  
らまた作付について見直したいということでございまして、1年目にもう一度定植をしたいということでござい  
ます。

1枚おめくりいただきまして、(3)の下の表、下部の農地の単収でございまして、地域の平均的な単収は10アール  
当たり1,270キログラム、その8割の1,016キログラムを収穫したいというふうに伺っております。

その次のページに写真で状況が載ってございまして、こちら日付が入っていませんが、最近の写  
真と伺っております。新たに作付し直したということで、まだこちらについてはアシタバが植えられたという感じのよう  
な絵となります。また、この後班長の報告でもございまして、土地についてちょっと状況が悪いようございまして、こ  
ちらについては事務局のほうでもまた指導していくと考えております。また、こちらの昨年末、年度末の報告でござい  
ますが、ここは約5割程度収穫があったと2月の報告では聞いております。

続きまして、ナンバー3の資料の説明に入らせていただきたいと思っております。表紙の位置図につきましては、ナンバ  
ー2と同様でございまして、位置的にはナンバー2の筆のすぐ北側というところでございまして、

次のページをごらんいただきまして、こちら周囲の状況では変わりございません。

次のページの公図でございまして、こちらが三角形の土地でございまして、形状は悪いのでございまして、平らで  
営農には支障がない土地でございまして、

1枚おめくりください。土地の利用状況図でございまして、既にこのような形で太陽光のパネルが張られている状  
況でございまして、

次のページは、支柱の位置を示してございまして、次のページ、これも架台の状態の立面図でございまして、そちら  
は省略させていただきます、営農計画書からご説明をさせていただきたいと思っております。

こちら営農計画書はナンバー2同様でございまして、こちらの作物につきましてはアシタバでございまして、全面にア  
シタバを作付するという計画でございまして、こちらはその次のページでございまして、こちら(2)の営農に必要な農  
作業の期間でございまして、こちらは昨年から引き続きで、現地のほうはアシタバが生育している状態でござい  
ますので、4年目となる1年目については、同様にそのサイクルで継続して行いたいというふうに伺っております。

次のページで単収につきましては、ナンバー2と同様でございまして、省略させていただきます、最後のページ、こ  
ちらの申請地のアシタバの状況でございまして、こちらの写真をごらんいただきたいと思っております。

こちらにつきましても報告では約5割の収量がありましたと2月の段階では伺っておりまして、これからどんどん8割に  
ふやしていきたいと伺っております。

簡単でございまして、ナンバー2、ナンバー3の説明を終了させていただきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお  
願いたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長からナンバー2及びナンバー3の報告をお願いいたします。

○8番生方委員 審議ナンバー2、3番の説明をいたします。

質問1 ナンバー3のアシタバについての生育は問題ないように思いましたが、ナンバー2のほうの土地は石ころだらけで、アシタバも全く植わっていないようでしたが、どうされたのですか。3年間あの状態だったのですか。

回答 掘るたびに大小さまざまな石が出てきてしまう土地でして、大きい石は端にはじいておりますが、小さい石はそのままに耕作は出来ておりましたので、あの状態で行っております。ただ、今年に入って植え替えを行いました。

質問2 耕作する土地の状態としては、かなり悪いと思われしますので、何か改良をされたほうがよいと思いますよ。

回答 はい。

質問3 アシタバは、一度定植すると何年かもつものなのですか。それとも毎年植え付ける必要があるのですか。

回答 ナンバー2の土地については、今年に植え替えてしまいましたが、何年かはもつものと考えています。今はマルチをした状態で越冬しまして、来年花が咲きましたらマルチを外して種が落ちる環境を作ろうと考えています。

質問4 実際、アシタバの需要はどのくらいあるのですか。余り食べる機会もないので、どのようなものかと思われて、また販路は首都圏の方でしょうか。

回答 私は天ぷらにして食べてみました。物珍しさから購入されていく方が多いと店舗から聞いております。販路は、おっしゃる通り、首都圏での販売となります。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

○1番吉井委員 1番、吉井です。アシタバですが、この地域に適した作物であるかどうかと、それとこの土地も農耕にかなり余り適していないというふうな状況のようですから、このまま20年も3年、3年更新していても、これ以上改善されることはないと思われまして、またアシタバというのはもう早い話が雑草みたいなものですから、私も昔種を買ってきまして庭にばらまいておきましたけれども、芽が出まして、秋になると花が咲いた後種が落ちて、また翌年芽が出てくるということで、農耕だ何か、そんなしゃれた話をする作物ではないのです。ですから、5割といいますけれども、恐らくシェアリングについては8割ということが一応許可条件になっているわけですから、恐らく今後何年続けても認可条件には到底到達しないと思えます。

そういうことを考えますと、時期を見て農地からの転用を進めるなり、いろいろと考えていったほうがいいのかと。このまま許可しても恐らく余りいい方向には進まないのではないかというふうに思います。今すぐ撤去せいでいいような、そういうことはもちろん言えないと思えますし、今後のことを考えれば、やはりシェアリングが適した作物を、適した条件で生産し、少なくとも民間の8割になるような方向に持っていく指導をするべきではないかと思えます。今回このままで認めても構わないと思えますけれども、あと3年やって、こういう状況であれば、その先は地域に適した作物でない、また市場性も余りない、また土地も余りよくないというようなことからすれば、別の方向を考えてもらったほうがいいのかないかというふうに思っています。

以上です。

○部会長 事務局は何かありますか。

○事務局 はい。

○部会長 では、事務局。

○事務局 吉井委員さんのおっしゃるとおりでございます、ナンバー2につきましては現地を調査班の委員さんと一緒に確認したところ、土地柄的に余り状況がよくないという、そのことで3年間たつてこの状況かというようなことが確かに正直ございました。事務局のほうでも、年に1回最低でも回って見ているところではございますが、昨年2月の報告を聞いていまして、こちらについては大丈夫かなという感じはしておりました。ただし、この聞き取りの後に実際また法人の方とお話をしまして、ナンバー2についてちょっと土地がやはりどんどん、どんどん掘れば掘るほど悪い石が出てきてしまうということで、改良する余地はありますということで、改良したいという形では話は伺っております。また、このアシタバについてはちょっと土地に合っているかという確認は、その法人も特にそれについては言っておりませんので、ナンバー3のとおり、あのぐらいの収量が確保されていれば、もうちょっと8割目指して頑張っていたら、事務局としてはほかの案件と比べましても耕作についてはちゃんとやっております、ちょっと収量がナンバー2については全然これからだというふうには考えておりますが、更新しても3年間は問題ないのかなと考えております。

以上です。

○部会長 吉井委員、いいですか。

○1番吉井委員 この3のほうですか、写真は立派に繁茂していますけれども、アシタバというのは芯を食べるので、こんなでかい葉はもう石油臭くて、とても食べられたものではないので、真ん中の芯をちょこっととるわけですから、こんな生育状態では恐らく5割の収量なんて、とてもではないけれども見込めないのではないかと思います。それは向こうの人は5割収穫しているというけれども、とてもではないけれども、1割も恐らく収穫していないと思います。そういうことであれば、こんなつくり方で農地として課税するのは適当でないというふうに私は思います。

以上です。

○部会長 1年ごとの収穫の報告が上がってくると思うので、それを見ながら判断していただいて、悪いようならもうそれを変えとかしていくような指導を行っていただければありがたいと思いますけれども、それでよろしいですか。

○事務局 そうですね、やはり私もこの3年間のシェアリングの一時転用を何年かやっていますが、更新の際には農業委員さんと一緒に現地を見て回りますので、その際に農業委員さん、あとこういった会議で、この状況ではよろしくないということがあれば、その旨お話伺いまして、先方にはきちんと伝えていって、営農という農地にふさわしい状況をつくっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○部会長 はい、どうぞ。

○10番岸委員 10番、岸です。参考で聞きたいのですが、アシタバというのは深く掘らなくては植えられないものなの。

○部会長 事務局。

- 事務局 ちょっと私わからないのですけれども、種が落ちて、そこから出てくるということなので。
- 10番岸委員 出てくるということは、深く掘れば掘るほど石が出てくるなんていうこと自体がおかしいのではないかなと思うので。
- 18番青柳委員 いや、だからそれはトラクターで起こしても、みんな出てしまうところだから、深くたって、そんなにあれではないと思うのだけれども、それだけの話だ。俺が答えてしまうとまずいのだろうけれども、だから反対に言うと事務局に見ると言ったって、それは無理なのです。知らないのだから、それ皆さんのほうはプロなのだから、その近くにいる人が見てやって、この作物ではだめですと教えてやるというか、しながら8割をとってもらいと、それで。
- 10番岸委員 そうではなくて、参考に本当に深く掘らなければ栽培できないものかということ、参考に、知っていたら教えてくださいということです。
- 18番青柳委員 それは吉井委員さんもついているでしょうから、あれだと思っただけけれども、そんな深く掘る必要はない。ただ、ロータリーでかければ、そこに種をまけばいいだけの話だ。
- 10番岸委員 だから、極端なこと言えばロータリーをかけなくたって種が落ちれば繁茂してくるわけですね。
- 1番吉井委員 それは生えます。
- 18番青柳委員 生えるけれども、それは大したものではないね。
- 1番吉井委員 でも、伊豆の大島ですから、火山地表だから。
- 18番青柳委員 そう。だから、それは大したあれではないけれども、ちゃんとしてとるのなら、応援しますという話だね。
- 依田会長 もともとそんなにいい土地でつくらなくてもできる作物です。上根で、ただだからさっき吉井委員さんが言ったように、耕作地はそれでいいと思うのだけれども、この辺の気候に合うか合わないかというのはちょっと問題だけれども。
- 1番吉井委員 もっと密植させて、新芽をどんどん、どんどんつままないで、とてもではないけれども、収量は上がらないです。こんなばらばらにあっていたのでは。
- 依田会長 とったら、次の日にはまたとれるというくらいでアシタバという名前なのだから。
- 1番吉井委員 このあれでは、とても許可条件には10年たっても、この状態で安い固定資産税で太陽光やるなんてとんでもない話ですから、その辺はきちっと管理しないとだめです。
- 18番青柳委員 だから、部会長、そういうふうに指導していくのも農業委員会だから、品物だっただついてもだめだろうから、このところならこれのほうがいいとかということでやってください。
- 部会長 事務局。
- 事務局 そうですね。今おっしゃったように、竹内係長のほうも一応1年1年ばんたび確認するということですから、先ほどおっしゃったように、作物の時期に合うとか土地に合うとかかという検討も含めて、また土壌の変更というか改良についてもやっぱり私ども、あるいはもちろん地元の今青柳委員がおっしゃったように、地元の農業委員さんと協力しながら、事務局だけでも限度がありますので、やっていって、それでいて指導して、今後どのようにするかということで、また一番近くにいる農業委員さんなんかの情報も伺いながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく

お願いします。

○部会長 極力指導を皆さんというか、この会でしながらやっていければというふうに思いますので、よろしく願います。それでよろしいでしょうか。

○全員 はい。

○部会長 そしたら、ナンバー2及びナンバー3につきまして、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー4の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

4番 以降の内容につきましては、ほかの更新の案件と同様でございます。こちらは今年の6月23日から平成32年6月22日までの3年間の更新でございます。

それでは、別添のナンバー4の審議資料をごらんいただきたいと思っております。

こちら位置図でございます。こちらは先ほどのナンバー2、ナンバー3の申請地とはほぼ一緒でございます。先ほどのナンバー2、ナンバー3の少し東に行った土地でございます。

1枚おめくりください。周囲の状況図でございます。こちらは農振農用地で、中央部に位置した場所でございますが、周囲はこの法人がシェアリングを行っている場所でございます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。黄色い着色のところが申請地でございます。北側は公道、また東側は水路、西側については畑で、また南側につきましても水路を挟みまして畑の、周りが農地で囲まれた土地でございます。

1枚おめくりください。こちら土地の利用計画図でございます。こちらは南北に長い土地でございます。こちらを東西に分けてまして発電所が50キロワットの低圧が2基を設置してございます。真ん中の点線で東と西で発電所が分かれています。

次のページは、支柱の位置でございますので、省略させていただきます。その次のページも架台の断面図でございますので、営農計画書からご説明をさせていただきますと思っております。

こちらは作付作物につきましてはカボチャの芽でございます。この後また班長の報告でもございますが、カボチャの芽で申請がございしますが、実際はカボチャの実のほうも収穫をしていると伺っております。

こちら次のページに営農に必要な農作業の期間でございますが、こちらは毎年作付をしまして、春種まき行って、秋口から収穫をするということでございます。また、こちら定植は6月とございまして、こちら法人で、通常大体ゴールデンウイークぐらいから定植するかと思うのですが、こちらの法人につきましては、ほかの作業がどうしても立て込んでおりまして、カボチャについては6月ぐらいをこの法人は毎年定植の時期としているということで伺っております。

続いて、次のページでございますが、(3)で下部の農地の単収でございますが、地域の平均的な単収は10アール当たり375キログラム、こちらについてはカボチャの芽の収穫量ということでございます。単収の見込みについては

300キログラムと伺っております。

最後のページでございますが、カボチャの芽の写真が載っておりますので、よろしく願いいたします。

こちらは昨年のご報告でございますが、こちらも目標値の100%というふうに収量のほうは報告をいただいております。

以上、簡単ではございますが、ナンバー4の資料の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長からナンバー4の報告をお願いいたします。

○8番生方委員 案件ナンバー4に対して報告いたします。

質問1 営農計画書の植え付け時期を見ても6月ということで、現地はよく耕されている状態でした。苗の用意はされているのでしょうか。あそこには何本くらい植える予定でしょうか。また、カボチャの芽ということですが、需要はどのくらいありましたか。

回答 はい。500本を準備しております。需要については、こちらも物珍しさから購入されていく方がおります。またカボチャの実も販売できるようなものが取れましたので、そちらも出荷いたしました。

質問2 カボチャの芽と実では売り上げの比率はどのくらいでしたか。

回答 実の方は単価が高いため、7割くらいでした。結果的に実の収穫ができたため、そのようになりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

○1番吉井委員 1番の吉井です。このカボチャの芽というのを販売する、生産販売実績はどういうことでしょうか。数量。

○部会長 事務局。

○事務局 数量は、昨年の2月の報告でございますと316キログラムあったと伺っております。

○部会長 芽と実と。

○事務局 芽だけです。実の報告はこちらは受けていませんので、芽だけで316キログラムということです。

○部会長 要は花でしょう、実がちょっとついて、上の花だけのあれでしょう、芽というのは。

○事務局 だと思っておりますけれども。

○18番青柳委員 誰か知っている人いたら教えてもらいたい。

○1番吉井委員 脇芽だろう、脇芽ではないのか。

○部会長 いや、自分は実がついて花が咲くではないですか、そのことを言っているのかなと理解したのです。だから、花が咲いたところをとるあれなのかなという感覚で。

○事務局 そういうふうに私も聞いております。

○部会長 そっちでいいのでしょうか。花の部分で。

- 事務局 はい。
- 依田会長 料理のつけ合わせの脇に。
- 18番青柳委員 小さいやつね、なるほど。そうしたら実はとれないね。
- 部会長 花のところだけです。
- 依田会長 食えるのだったらいい、これも。カボチャの小さい上に花が咲いているから、実と両方つけて。
- 1番吉井委員 カボチャというのは、つるの途中からどんどん芽が出るから、1反歩に10本も植えれば、秋口にはもう足の踏み場もないくらいです。こんな375も植える必要はないし、またその脇芽なんか、その花をとるには着果させないとその玉が枯れてしまうのです。だから、えらい手がかかるのです。現実問題でそんなことができるのかなというふうには私は疑問があるのだけれども。
- 部会長 花を取るという目的なので密植させているのかなというふうには思ったのですけれども。花を咲かせて実をとるところまで最初の計画ではなかったから。
- 1番吉井委員 そんな密植してしまったところは入っていけない。茎をみんな踏んでしまうから、当分入っていけない、そんなに密植してしまったら。それから、玉をとる栽培だったら、10センチまでぐらいの脇芽はかいて、その先に玉をやると大きい玉なのです。だから、その辺が実も売って実のほうが高かったと言ってくれる。
- 依田会長 トマトの選果場にその花が出てきたことがある。だけれども、それは雄花も雌花も構わずもう全部出荷しているので、実を食べるわけではないから。
- 18番青柳委員 実を食べるのではなくて飾りか。
- 部会長 1つ事務局にお願いなのですからけれども、出荷の荷姿の写真が今度あったら、それも添付してもらえるようにあれですか。
- 18番青柳委員 そうだね。芽と言われたってわからないもの。
- 部会長 荷姿というか、その写真か何かを添付してくださいと。
- 18番青柳委員 勉強不足でこっちのほうが悪いのだからうけれども、どうもそういうものは聞いたことがない。
- 事務局 出荷の状況というのは今後は植えられている状況のみではなくて、その出荷の状況についても写真で報告をいただけるように今後お願いしたいと思います。
- 部会長 こっちが勉強不足で本当に。
- 1番吉井委員 インチキなやり方で、安い固定資産税対応なんていう根性は持たせないほうがいいと思うので、ひとつよろしくをお願いします。
- 依田会長 逆に俺なんかと思うのは、実のほうか7割とれているのだったら、何で7割に変えないのと、もうかるほうがいいのではないと思うのだけれども。
- 1番吉井委員 逆にカボチャの芽と言えば誰もわからないからいいと思っているのだ。
- 19番柄沢委員 市場で見たことがないから、どういうものなのだから、写真持ってきてくれと言ってください。カボチャをとるのだったら、普通は1本に1個か2個しかならせないのです。それで芽をみんな退治して、最初のやつだけ確実に花粉づけして、でかくなるのが確定したら、脇芽を全部とって、そこに栄養分を集中するようにして1個とる。

○1番吉井委員 だから、1反歩に500本も植えて繁茂させてしまったら、足の踏み場もなくなってしまって、実も恐らく花もとれないだろう、こんないいかげんで。

○18番青柳委員 草が生えないだけいいのだろうけれども。

○部会長 そっちもありますね。

そのほかはナンバー4につましてどうでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、ナンバー4につまして、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

つまして、ナンバー5の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

5番 契約内容以降につましては、ほかの更新の案件と同じでございまして、こちらの転用期間につましては平成29年6月23日から平成32年6月22日までの3年間でございます。

それでは、ナンバー5の審議資料をごらんいただきたいと思えます。

こちらのホチキスどめされているほうは北となりますので、図を横に見ていただければと思えます。こちら右が申請地は鳴沢湖から西に約1.4キロ行ったフルーツライン沿いの申請地でございます。

1枚おめくりください。周囲の状況図でございます。こちら申請地はフルーツライン沿いの農地でございますが、周囲は小集団な農地と、あと山林に囲まれた場所でございます、集団的に農地が広がったところではございません。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。こちら土地の所有者のお名前が記載された2筆の縦長の、やや台形の土地が申請地でございます。

次のページをごらんください。土地の利用計画図でございます。こちらにつましては高圧の約300キロの発電所でございます。

すみません、次のページから営農計画書までちょっと飛ばしていただきまして、営農計画書から説明をさせていただきたいと思えます。

こちらの申請地につましては、フキとフキノトウが栽培作物でございます。全面的にフキを植えて、フキ及びフキノトウを収穫する計画でございます。こちらには現地はフキが植わっている状態ではございまして、4年目を迎えることから、1年目からもうこのような図の収穫のサイクルでございます。

次のページの下部の単収の見込みにつましては、またこちら10アール当たり、フキにつましては2,000キログラムが地域の平均的単収でございます、その8割の1,600キログラム、フキノトウにつましては地域の平均的単収は

10アール当たり150キログラムでございまして、その8割の120キログラムを収穫する見込みという形で掲載されております。

最後のページでございまして、こちらはその下部のフキの営農状況でございまして、そしてまた班長の報告でございまして、現地はちょっとこのフキの状況から少し変わっていますので、こちらは報告で聞いていただければと思います。

簡単ではございますが、ナンバー5の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。調査班長からナンバー5の報告をお願いいたします。

○8番生方委員 審議ナンバー5に対して報告いたします。

質問1 現地を確認したところ、フキを全部刈り取ってしまっていましたけれども、どうしてでしょうか。全部刈り取ってしまうと根がやせてしまうと思いますよ。

回答 全部収穫したと農場担当者から聞いております。また、指導いただいている農家さんからも全部刈り取っても問題ないと伺っていましたので、そうしました。

事務局による確認。収穫作業は障がい者も行っており、現場でのフキの選別が難しく、作業上の効率を考え、近隣の生産者の方に確認し、その後の生育の影響がないとのことでしたので、一気に刈り取りをしました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

○18番青柳委員 18番、青柳。これ現地調査いつ行ったのだけ、日にち。

○事務局 30日です。

○18番青柳委員 4月30日だろう。いや、だからみんな刈り取ったというから、刈り取っても見に行ったときに、その前の日に刈ったのだったら何も無いというのはあれだけれども、おかしいこと言うなと思ったから。では、出ているのだから、それは別に問題ないね。

○9番瀧野委員 全部刈り取るということが異常なのです。何でそういうことをしたのと聞いたのがこれなのですけれども。

○18番青柳委員 だから、一々選んでいるのが面倒くさいから、どうせ出さないのだから刈り取ってしまえと。

○部会長 ほかにどうでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 ナンバー5につきまして、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、一括審議に移りたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

6番 契約内容は賃貸借、隣接地の福祉施設の増築工事に伴い申請地を借り受けて資材置場として利用したいという露天資材置場、仮設倉庫及び車両置場の申請でございます。

7番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は賃貸借、新園舎を開園し送迎用駐車場が不足しているため申請地を借り受けて利用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらはさきにご審議いただきました議案書5ページ、計画変更ナンバー1が関連案件となっております。

12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、農地種別区分が第1種農地とありますけれども、こちらは集落接続に該当するものになります。

13番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、会社役員の住宅に近く管理しやすい申請地を買い受けて露天資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。

15番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、申請地を買い受けて宅地の庭用地として一体利用したいという庭用地の申請でございます。なお、こちらは宅地355.77平米と一体利用でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、福島県から親戚のいる高崎市へ移住したく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、申請地を買い受けて妻の実家近くに住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、眼科医を開業しているが敷地が手狭となり申請地を買い受けて診療所を建築したいという診療所の申請でございます。

25番 契約内容は売買、薬局を経営しているが事業を拡大したく申請地を買い受けて調剤薬局を建築したいという調剤薬局の申請でございます。

26番 契約内容は賃貸借、既存の店舗敷地を見直し駐車場を拡大したく申請地を借り受けて新たにコンビニエンスストアを建築したいというコンビニエンスストアの申請でございます。また、宅地499.65平米、雑種地921平米と一体利用の計画でございます。

27番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

28番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番につきましては取り下げをお願いいたします。

30番 契約内容は売買、事業拡大に伴い申請地を買い受けて資材置場及び駐車場として利用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供も成長し手狭なため実家近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、農地種別区分1種とありますが、こちらは1種の例外許可、集落接続に該当する案件でございます。

32番 契約内容は売買、法人代表者が所有する申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

33番 契約内容は売買、駐車場及び資材置場が不足しているため事務所に近い申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

34番でございますが、こちらは先月保留いただきました新規のシェアリングの案件でございます。ほかのこちらの法人の新規を受け付けないというと同様でございます。3条の取り下げをいただきましたので、34番取り下げでお

願いをいたします。

35番 契約内容は売買、駐車場が不足しており申請地を買い受けて利用したいという露天駐車場の申請でございまして、こちらは公衆用道路22平米及び宅地33.55平米と一体利用の申請でございまして。

36番 契約内容は使用貸借、申請地を父から借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

37番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

38番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

41番 契約内容は賃貸借、駐車場及び資材置場が不足しているため事務所に近い申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございまして。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

続きまして、44番、45番につきましては取り下げ書のほうが提出をされております。44番、45番は、同じ場所になるのですけれども、農地種別区分が第1種農地に該当しまして、また1種の不許可の例外の集落接続にも該当しないということで代理人のほうに伝えていたのですけれども、先日取り下げ書のほうが提出されました。44番、45番は取り下げでお願いいたします。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。なお、宅地84.98平米と一体利用の申請でございまして。

47番 契約内容は賃貸借、学術的な埋蔵文化財試掘調査を行うに当たり、調査用地として使用したいという埋蔵文化財試掘調査用地の申請でございまして。

48番 契約内容は賃貸借、職員用駐車場が不足しているため工場に近い申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして。

49番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが結婚が決まったため自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして。

50番 契約内容は使用貸借、妹の家の近くにて生活したく申請地を妹から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

51番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、こちら関連案件が計画変更で出ております。議案書5ページ及び6ページのナンバー2番、3番となっております。

52番 契約内容は賃貸借、工場の増築に伴い駐車場が不足するため申請地を借り受けて駐車場の通路用地として利用したいという通路用地の申請でございまして。また、こちらは申請地が隣接しており譲受人が同一であることから、次の53番と関連案件とさせていただきます。

53番 契約内容は賃貸借、工場の増築に伴い駐車場が不足するため申請地を借り受けて駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございまして。また、こちらはさきの52番が関連案件となっております。

54番 契約内容は賃貸借、業務拡大のため申請地を借り受けて資材置場として利用したいという露天資材置場の申請でございまして。

55番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

56番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

57番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

58番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭であり申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、取り下げ4件を除く49件でございまして。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 そうでしたら、取り下げが29番、34番、44番、45番が取り下げです。その他の案件につきまして異議がなければ、ナンバー48につきましては許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。また、その他の案件につきましては許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

1番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は平成28年10月12日でございます。

2番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は平成28年8月29日でございます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は2件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○部会長 よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 異議がなければ適格として証明してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第7号 農用地利用集積計画について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第7号 農用地利用集積計画について

農林課、真下です。議案、農用地利用集積計画について、ご説明させていただきます。

利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して、権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。

今回の利用集積計画は、平成29年7月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。別紙でお配りしている高崎市農用地利用集積計画をごらんください。

お手元にあります資料は、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と、利用権の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明させていただきます。総括表をごらんいただき、表紙を1枚おめくりください。利用権の設定を受ける者は100名、利用権を設定する者は228名です。利用権が設定される面積は、

田の通年が225筆、30万5,178平米、田の期間借地が60筆、10万3,031平米、畑が142筆、18万9,636平米、合計で427筆、59万7,845平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積27万4,323平米、割合は45.0%となっております。

続いて、裏面の資料をごらんください。貸借期間別に見ると、3年未満の農用地の面積は、田が6万886平米、畑が1万9,759平米、3から6年未満の農用地の面積は、田が28万638平米、畑が14万5,569平米、6から10年未満の農用地の面積は、田が5万1,725平米、畑が9,161平米、10年以上の農用地の面積は、田が1万4,960平米、畑が1万5,147平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○部会長 事務局の説明が終わりました。協議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。

はい、どうぞ。

○7番塚越委員 7番、塚越ですけれども、この間も何か1件手続きすると幾らかくれるような説明聞いたのですけれども、これ認定農業者にはくれるとかという話聞いたのですけれども、これは1件に対してくれているのだから、平米に対して幾らかくれているのだから、細かい説明をちょっと聞きたいのですけれども。

○部会長 農林課、お願いします。

○農林課 利用権を通した奨励金に関しますと、対象者は基本的には認定農業者となっております。認定農業者で、期間と面積で計算をしています。

以上です。

○7番塚越委員 それでは、認定農業者でなければもらえないということですね、基本的には。

○農林課 はい、そうです。

○依田会長 中間管理機構のほうのちょっと説明もしてくれる。

○農林課 そうですね、中間管理機構ですと機構集積協力金というものが出まして、例えば貸し手の方が10反だけは農地、自作地として残してもいいのですけれども、その他の農地、自分の農地を機構に全部貸し付けることで、機構集積協力金というものが出たり、地域で中間管理機構を通して設定をすると、その地域に対してお金が出たりということもあります。

○部会長 よろしいでしょうか。

○7番塚越委員 はい、わかりました。

○部会長 ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、異議がなければ7号議案につきましては、このとおり決定ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、決定したいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

続きまして、報告事項、第1号から第4号まで事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について

1番 転用目的につきましては共同住宅、用途指定区分につきましては第2種中高層住居ほか5件、計6件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理をいたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について

1番 契約内容につきましては売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分につきましては第1種低層住居ほか38件、計39件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理をいたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

1番 契約内容につきましては賃貸借、申請の理由につきましては合意解約ほか6件、計7件の通知を審査し、受理いたしましたので、ご報告いたします。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

ナンバー1、ナンバー2につきましては、こちらは1月の農地部会の案件でございましたが、開発指導課との調整のため許可書の交付を一時保留しておりましたが、協議が調いましたので、こちらは平成29年4月6日に許可書を交付いたしましたので報告をいたします。また、本来でしたら先月報告すべきところを漏れておりまして、1カ月報告がおくれたことをおわびいたします。

ナンバー3以降につきましては、先月の農地部会において許可相当とした案件のうち4条が7件、5条が55件でございます。また、そのうちのナンバー10及びナンバー64につきましては、3,000平米を超える案件のため、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行いまして、許可相当と回答をいただいております。その他の案件につきましても、他法令との協議が調いましたので5月22日付で許可書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

○部会長 そのほかの事項について、事務局から何かございますようでしたら。

はい、どうぞ。

○事務局

(事務局よりその他の事項について報告)

○部会長 そのほか事務局からは何かございますか。

○事務局 ございません。

○部会長 大丈夫ですか。

○事務局 はい。

○部会長 皆さんのほうから何かございますか。よろしいですか。

○全員 はい。

◎閉会の宣告

○部会長 それでは、以上で第35回農地部会を終了といたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時15分 閉会